

新聞広報用版下制作業務プロポーザル実施要領

1 趣旨

県の主要政策やイベント等をわかりやすく紹介し、県民に県政に対する理解と関心を深めてもらうことを目的として新聞広報を実施するにあたり、その版下制作業務の委託先を公募型プロポーザルにより選定するもの。

2 版下制作業務の概要

別紙1「仕様書」及び別紙2「版下制作の手順」のとおり

3 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

4 委託業務に関する委託費限度額

金3,819千円（消費税及び地方消費税を含む）

※上記上限額とは別に、契約手続きにおいて予定価格を設定します。

5 プロポーザルの参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての項目を満たしている企業とします。

- (1) 過去5年以内に、定期刊行物の制作又は編集の履行実績を有するものであること。
- (2) 優れた企画制作能力を有し、提案内容を確実に遂行できる体制であること。
- (3) プロポーザルへの参加に必要な諸手続きに遺漏がないこと。
- (4) 常時、対面又はオンラインで打合せを行うことが可能な体制を整えていること。
- (5) 宗教団体や政治活動を主たる活動の目的としていないこと。
- (6) 本プロポーザルの募集開始の日から受託決定の日までの間、富山県の指名停止又は指名保留の措置期間中でないこと。
- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (8) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (10) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 役員等（参加者が個人である場合にはその者を、参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時委託業務の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められること。

イ 暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴団員が経営に実質的に関与していると認められること。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められること。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められること。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

カ 役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用していること。

6 質問の受付

本プロポーザルに関する質問は、電子メールにより受け付けます(様式任意)。電話及び口頭による質問は受け付けません。

- (1) 提出方法 電子メール(電話で到達確認をしてください。)
- (2) 提出先 富山県知事政策局広報・ブランディング推進室広報課(連絡先は、「12」を参照)
- (3) 質問受付期限 令和7年2月19日(水)17時まで(必着)
- (4) 回答 質問に対する回答は、令和7年2月21日(金)までに、県HPに掲載します。

7 プロポーザルの参加手続き

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、令和7年2月21日(金)17時までに下記フォームよりお申し込みください。

(申込用フォーム) <https://shinsei.pref.toyama.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=h6NOWcLL>

8 企画提案書等の提出

- (1) 提出方法
電子メール(電話で到達確認をしてください。)
- (2) 提出書類
※①～④をなるべく1つのPDFファイルにして提出してください。
 - ①企画書(A4、様式任意)
 - ②実物大ラフ原稿(5段) ※2案以内
 - ・県の施策や催しなどのお知らせを、イラスト等を使ってわかりやすく紹介する内容とします。詳細は、別紙3「ラフ原稿の作成にあたって」のとおりです。
 - ・作成の際には以下の点に留意してください。また、それぞれについて工夫した点を企画書

に記載してください。

<留意点>

- ア. 県の広報であることが明白に認識できること。
- イ. 多くの広告の中で存在感があり、かつ県民に親しみやすいデザイン及び表現であること。
- ウ. テーマに従い、適切な表現であること。
- エ. 分かりやすく、情報量とのバランスがよいこと。

③経費見積書（様式任意）

- ・上記4の委託費限度額の範囲内で作成願います。
- ・1段あたりの単価と総制作段数により経費を算出してください。
…1段につき ○○円（消費税及び地方消費税を含む）×455段

④会社概要（様式第1号）

※様式第1号の内容がすべて記載されていれば、任意の様式でも構いません。

- (3) 提出先 富山県知事政策局広報・ブランディング推進室広報課（連絡先は、「12」を参照）
- (4) 提出期限 令和7年3月12日（水）17時まで（必着）

9 審査

審査は、別紙4「審査基準」に基づき、企画書等の評価による書面審査を行います。

審査結果は、3月末までに参加された全社に通知します。

10 その他

- (1) 参加申込後にプロポーザルへの参加を辞退する場合は、3月10日（月）17時まで（必着）に辞退届（様式任意）を提出してください。
- (2) 次に掲げる提案は無効とします。
 - ① 所定の日時、場所において提出すべき書類を提出しなかった場合
 - ② 本プロポーザルに関する条件、指示事項等に違反した場合
- (3) 委託候補者とは、業務内容、契約条件等を別途協議のうえ、委託契約を締結します。
※本事業の実施は、令和7年2月富山県議会での令和7年度富山県一般会計予算の成立が条件となります。
- (4) 本プロポーザルの参加に要する一切の経費は参加者の負担とします。

11 スケジュール

- | | |
|-----------------------|------------------|
| (1) 質問提出期限 | 令和7年2月19日(水) 17時 |
| (2) 質問に対する県の回答期限 | 令和7年2月21日(金) |
| (3) プロポーザル参加申込期限 | 令和7年2月26日(水) 17時 |
| (4) プロポーザル辞退届提出期限 | 令和7年3月10日(月) 17時 |
| (5) プロポーザル企画提案書等の提出期限 | 令和7年3月12日(水) 17時 |
| (6) 審査結果通知 | 令和7年3月下旬 |

1.2 問合せ先

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県知事政策局広報・ブランディング推進室広報課 広報・イメージアップ担当

・TEL 076-444-3134

・メール akoho@pref.toyama.lg.jp